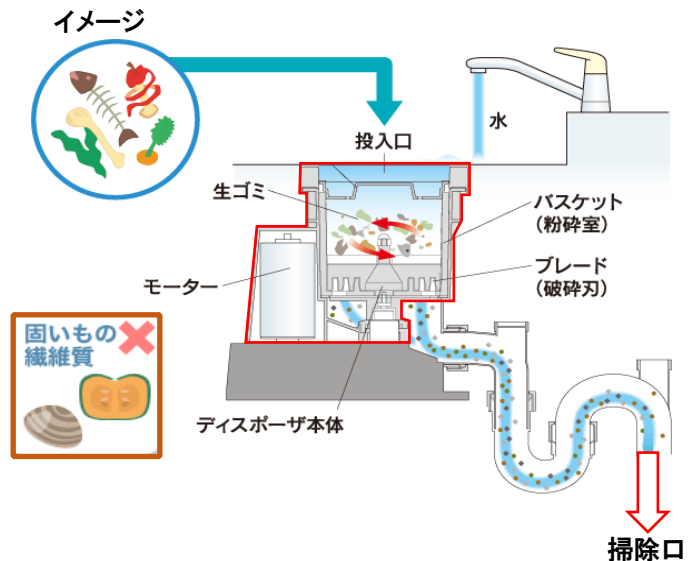
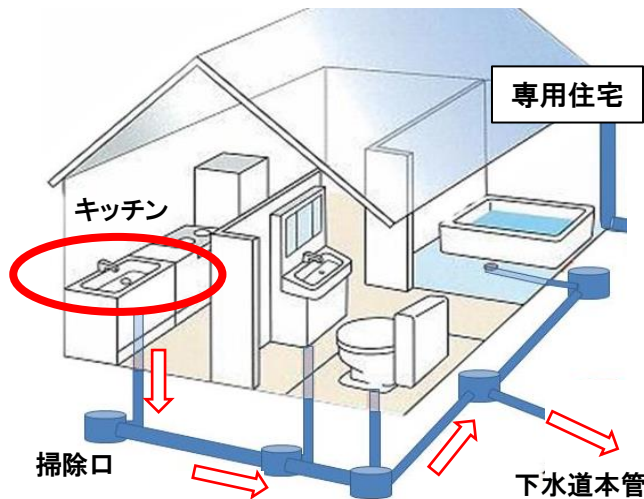


令和5年4月から 直接投入型ディスポーザーが設置できるようになります。

1. 直接投入型ディスポーザーについて

直接投入型ディスポーザーとは、水を流しながら生ごみを粉碎処理し、粉碎物をそのまま下水道に流す機器のことです。



生ごみを粉碎し直接下水道に流すことができるため、キッチン周りの環境改善と生ごみの減量及びごみ出し作業の軽減につながります。

2. 今後のスケジュールについて

- 令和4年10月～ 大村市排水設備指定工事店への周知、説明会を実施します。
広報誌やホームページ等で市民へ周知を行います。
- 令和5年4月～ 申請書の受付を開始します。

3. 設置できる区域について

公共下水道事業(※1)及び農業集落排水事業(※2)の下水道に接続する専用住宅とし、店舗や事業所等は設置できません。集合住宅については、所有者の承諾が必要です。

※1) 公共下水道事業2処理区(大村処理区、大村湾南部処理区)

※2) 農業集落排水事業7地区(萱瀬、萱瀬下、鈴田上、鈴田下、福重、武留路、三浦)

4. 設置できる機器と届出について

- (機器)・・・公益社団法人日本下水道協会の製品認証を受けた機器とします。
(設置)・・・大村市排水設備指定工事店に登録された業者が設置できます。
(届出)・・・事前に市へ申請書の提出が必要です。

5. 下水道施設への影響について

国土交通省が行った社会実験では、下水道施設への影響について問題は生じないと報告されています。また、ディスポーザーの設置を認めている全国23自治体へのアンケート調査では、管の詰まりや処理場への影響は出ていないとの回答でした。

本市が平成30年度に実施した施設の影響検討業務の報告では、下水道本管や処理場への影響は無いとの評価結果であったため、令和2年から市内13戸の一般家庭において実証実験を行っています。現在のところ、宅内配管及び下水道本管の詰まりはなく処理場への影響は出ていません。